

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号、その後の改正を含む。以下「ＰＦＩ法」という。）第１５条第３項の規定により、「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業」に関する事業契約の内容について公表する。

令和４年４月２２日

高エネルギー加速器研究機構長 山 内 正 則

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業

事業契約の内容の公表

令和4年4月22日

大 学 共 同 利 用 機 関 法 人
高エネルギー加速器研究機構

< 目 次 >

1	公共施設等の名称及び立地	1
2	選定事業者の商号又は名称	1
3	契約期間	1
4	契約金額	1
5	公共施設等の整備等の内容	1
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	1
7	契約終了時の措置に関する事項	6

1 公共施設等の名称及び立地場所

- (1) 公共施設等の名称
 - 1) 中央特別高圧受変電設備
 - 2) 中央特別高圧受変電設備に関連する施設及び設備等
- (2) 立地場所
 - 茨城県つくば市大穂 1-1 (つくばキャンパス構内)

2 選定事業者の商号又は名称

つくばインフラエネルギーサービス株式会社

3 契約期間

令和 4 年 4 月 21 日から令和 22 年 3 月 31 日

4 契約金額

金 5,243,092,681 円 (消費税及び地方消費税を含む)

5 公共施設等の整備等の内容

- (1) 屋外ヤードの新設
- (2) 既設電力会社引込み位置 (2 回線) からの電力引込み位置の更新
- (3) 新設屋外ヤードに 154kV/66kV 特別高圧変圧器 50MVA×3 台の設置
- (4) 上記(3)に付随する 1 次側 154kVGIS の設置
- (5) 上記(3)に付随する 2 次側 66kVC-GIS の設置
- (6) 上記(5)の C-GIS 2 次側の 66kV 特高ケーブルの敷設
- (7) 電力監視卓・中継端子盤・監視盤・保護継電器類の更新と配線工事、グラフィックパネル盤の更新と配線工事
- (8) 操作・制御用電源として、直流電源設備の設置
- (9) 本事業に係る設備の中央監視制御装置の改造と中央監視制御装置用の無停電電源設備の更新
- (10) 既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視設備等の撤去
- (11) 本事業にて整備した機器の運用開始後 15 年間の巡視点検支援業務及び定期自主検査業務

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

※ 本事業にあつては、事業契約書における以下の条項のとおりである。なお、引用条項等の後(うしろ)の()内は、当該条項等の記述内容を示すものである。

第 7 章 事業期間及び本契約の終了

第 2 節 本契約の早期終了

(機構の解除権)

第 61 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を

し、その期間内に履行がないときは本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、本契約等に定めた日又は自ら提出した日程表等に記載した着手日を過ぎても、施設整備業務若しくは維持管理業務又はそれらを構成する各業務に着手しないとき。
- (2) 事業者が、本契約等に定めた日又は自ら提出した日程表等に記載した期限までに施設整備業務若しくは維持管理業務又はそれらを構成する各業務を完了させないとき、又は、当該期限の経過後相当の期間内に当該業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 事業者が、正当な理由なく、第37条（契約不適合責任）に定める履行の追完をしなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反したとき。

2 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、第69条（事業者による表明保証及び誓約）第2項第1号の規定に違反したとき。
- (2) 事業者が、施設整備業務又は維持管理業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (3) 事業者が、施設整備業務を完了させることができないこと又は維持管理業務を実施することができないことが明らかであるとき。
- (4) 事業者から機構に引き渡された本施設に契約不適合がある場合において、その不適合が本施設を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 事業者が、施設整備業務を完了させる債務又は維持管理業務を実施する債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 事業者が、維持管理業務に係る業務報告書等に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (9) 別紙9に定める解除の要件が満たされたとき。
- (10) 事業者が第69条（事業者による表明保証及び誓約）の表明保証及び誓約に違反したと機構が認めた場合において、機構が前項の催告をしても当該違反が是正される見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、機構が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(12) 事業者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産法制上の手続の開始に係る申立てがなされたとき

(13) 事業者が第69条（事業者による表明保証及び誓約）第2項第2号若しくは第3号に違反したこと又は出資者が事前に機構の書面による承諾を得ることなく事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をしたことにより、本契約を継続しがたいと機構が認めたとき。

(14) 事業者（設計企業、建設企業及び維持管理企業並びにそれらの下請業者及び再委託先業者を含む。以下本号において同じ。）が、次に掲げるいずれかに該当するとき。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約その他の契約の相手方とした場合（但し、カに該当する場合は除く。）において、機構が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

3 前2項各号に定める場合が、機構の責めに帰すべき事由によるものであるときは、機構は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

（事業者の解除権）

第62条 機構が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本契約を解除することができる。

2 前項に定める場合が事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、事業者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（機構による任意解除）

第63条 機構は、事業者に対して、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他機構が必要と認める場合には、180日以上前に事業者に通知を行うことにより、本契約を解除するこ

とができる。

(機構及び事業者に帰責事由のない場合)

第64条 法令変更又は不可抗力により本事業の継続が不能となった場合又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合の本契約の終了については、それぞれ第73条（法令変更による契約の終了）及び第77条（不可抗力による契約の終了）に定めるところによる。

(引渡前の施設に関する解除の効力)

第65条 第62条（事業者の解除権）、第63条（機構による任意解除）、第73条（法令変更による契約の終了）又は第77条（不可抗力による契約の終了）の規定により本契約が解除された場合で、本施設が第35条（引渡及び所有権の移転）の引渡し前である場合、機構は自己の責任及び費用により本施設の出来高部分（設計図書等の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、機構は、必要と認めるときは、その理由をあらかじめ事業者へ通知の上、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。但し、機構は、建設工事の進捗状況を考慮して、本施設の撤去及び原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合には、合格部分の買取りを行わず、事業者に対して、機構の費用負担による本施設の出来高部分の撤去及び原状回復を請求することができ、事業者はこれに従わなければならない。

2 第61条（機構の解除権）各項の規定により本契約が解除された場合で、本施設が第35条（引渡及び所有権の移転）の引渡し前である場合、機構は、事業者に対して、本施設の出来高部分の買取り又は当該出来高部分の撤去及び原状回復を請求することができる。機構が出来高部分の買取りを請求した場合には、機構は、事業者の責任及び費用により本施設の出来高部分を検査した上、合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けることができるものとし、機構が撤去及び原状回復を請求した場合には、事業者の責任及び費用により撤去及び原状回復を行うものとする。

3 前項の規定により機構が合格部分の引渡しを受けたときは、機構は、合格部分の対価支払債務と事業者の第67条（違約金等）第1項の規定による違約金支払債務及びその他事業者の機構に対する債務とを対当額で相殺することができる。相殺後、合格部分の対価支払債務に残額がある場合、機構は、相殺後の残額を、支払日までの利息を付し、本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。

4 第62条（事業者の解除権）又は第63条（機構による任意解除）の規定に基づき本契約が解除された場合において、機構が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたとき、機構は、合格部分の対価及び第67条（違約金等）第3項に規定する賠償額の総額を、支払日までの利息を付し、一括又は分割払により事業者に対して支払う。

5 第73条（法令変更による契約の終了）又は第77条（不可抗力による契約の終了）の規定により本契約が解除された場合において、機構が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたとき、機構は、合格部分の対価を、支払日までの利息を付し、一括又は分割払により、事業者に対して支払う。

6 第1項又は第2項の規定により事業者が機構に合格部分を引き渡す場合、事業者は、設計図

書等その他本事業に必要な一切の書類（設計図書等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。）を併せて機構に引き渡さなければならない。この場合において、機構は、引渡しを受けた書類について、本事業のために無償で自由な使用（複製、頒布、改変及び翻訳を含む。以下同じ。）に供することができるものとし、事業者は、機構による書類の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

- 7 第1項又は第2項の規定により機構が本施設の出来高部分の撤去及び原状回復を請求した場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去及び原状回復を行わないときは、機構は、事業者に代わり撤去及び原状回復を行うことができるものとし、本契約の解除が第61条（機構の解除権）各項の規定によるものであるときは、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、機構の処分について異議を申し出ることができない。

（引渡後の施設に関する解除の効力）

第66条 第61条（機構の解除権）各項、第62条（事業者の解除権）、第63条（機構による任意解除）、第73条（法令変更による契約の終了）又は第77条（不可抗力による契約の終了）の規定により本契約が解除された場合で、本施設が第35条（引渡及び所有権の移転）の引渡し後である場合、当該引渡し後の施設については機構が所有権を引き続き保有するものとし、第60条（事業期間満了時の取扱い）の規定を準用する。

- 2 第61条（機構の解除権）各項の規定により本契約が解除され、機構又は機構の指定する者が維持管理業務の引継ぎを受けた場合（但し、事業者の責めに帰すべからざる事由により引継ぎが相当期間内に完了しない場合は引継ぎを条件としない。）、機構は、施設整備費相当の残額を、解除前のスケジュールに従って支払う。但し、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、機構の被る損害額が施設整備費相当の残額を上回る場合には、機構は、施設整備費相当の残額の支払期限が到来したものとみなして、かかる施設整備費相当の残額と当該損害額を相殺することにより、施設整備費相当の残額の支払義務を免れることができるものとし、なお損害があるときは、その賠償を請求できるものとする。

- 3 第62条（事業者の解除権）又は第63条（機構による任意解除）の規定により本契約が解除され、機構又は機構の指定する者が維持管理業務の引継ぎを受けた場合（但し、事業者の責めに帰すべからざる事由により引継ぎが相当期間内に完了しない場合は引継ぎを条件としない。）、機構は、施設整備費相当の残額を解除前のスケジュールに従って事業者を支払うとともに、第67条（違約金等）第3項に規定する損害額の総額を事業者に対し支払うものとする。

- 4 第73条（法令変更による契約の終了）又は第77条（不可抗力による契約の終了）の規定により本契約が解除され、機構又は機構の指定する者が維持管理業務の引継ぎを受けた場合（但し、事業者の責めに帰すべからざる事由により引継ぎが相当期間内に完了しない場合は引継ぎを条件としない。）、機構は、施設整備費相当の残額を解除前のスケジュールに従って事業者を支払うものとする。

(違約金等)

第67条 第61条（機構の解除権）各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額の総額を違約金として機構の指定する期限までに支払わなければならない。

（１）解除時点で、本施設が第35条（引渡及び所有権の移転）の引渡し前である場合には、施設整備費相当（但し、本号において、金利支払額を含まず、消費税額を含むものとする。）の100分の30に相当する額。

（２）解除時点で、本施設が第35条（引渡及び所有権の移転）の引渡し後であるが、撤去業務は完了していない場合には、次のア及びイに掲げる金額の合計額。

ア 施設整備費相当のうち撤去業務費相当（但し、本号において、金利支払額を含まず、消費税額を含むものとする。）の100分の30に相当する額。

イ 維持管理費相当（但し、本号において、その他の費用を含まず、消費税額を含むものとする。）の当該年度総額の100分の20に相当する額。

（３）解除時点で、本施設が第35条（引渡及び所有権の移転）の引渡し後であり、かつ、撤去業務が完了している場合には、維持管理費相当（但し、本号において、その他の費用を含まず、消費税額を含むものとする。）の当該年度総額の100分の20に相当する額。

2 前項の場合において事業者は、解除に起因して機構が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を機構の請求に基づき、支払わなければならない。

3 第62条（事業者の解除権）又は第63条（機構による任意解除）の規定により本契約が解除された場合、事業者は、機構に対して、当該終了により被った損害の賠償を請求することができるものとする。

4 第77条（不可抗力による契約の終了）の規定により本契約が解除された場合、事業者が本契約に基づく業務の履行を終了するために必要な費用は別紙7の追加費用とみなし、別紙7に定めるところに従って、機構及び事業者が負担する。

5 第73条（法令変更による契約の終了）の規定により本契約が解除された場合、事業者が本契約に基づく業務の履行を終了するために必要な費用は別紙10の追加費用とみなし、別紙10に定めるところに従って、機構及び事業者が負担する。

(保全義務)

第68条 事業者は、第65条（引渡前の施設に関する解除の効力）に定める合格部分の引渡し又は第66条（引渡後の施設に関する解除の効力）第1項により準用される第60条（事業期間満了時の取扱い）に定める本施設の維持管理業務の引継ぎの完了のときまで、本施設の出来高部分又は本施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

7 契約終了時の措置に関する事項

※ 本事業にあっては、事業契約書における以下の条項のとおりである。なお、引用条項等の後（うしろ）の（ ）内は、当該条項等の記述内容を示すものである。

第7章 事業期間及び本契約の終了

第1節 事業期間満了時の取扱い

(事業期間)

第59条 本契約は、締結の日から効力を生じ、令和22年3月31日をもって終了する。

(事業期間満了時の取扱い)

第60条 事業期間の満了に当たり、事業者は、維持管理業務を終了し、自己、維持管理企業、事業者から維持管理業務の一部の委託を受けた第三者並びにそれらの再委託業者等の所有又は管理する物品等を、自己の責任及び費用において、速やかに取り片付け、又は撤去するものとする。

2 機構は、事業期間の満了に先立ち、本施設及び本施設内に設置された設備機器、備品等が本契約等及び業務計画書等に示された水準（継続して使用することに支障がない程度の通常の劣化、損傷等を除く。）を満たしており、かつ同施設を継続して使用することに支障がないことを確認するため検査を実施するものとし、事業者は、当該検査に協力するものとする。

3 前項に規定する検査において、機構が前項の水準を満たしていない箇所があると判断した場合、事業者は、機構からの請求があり次第速やかに、自己の責任及び費用負担において当該箇所の修繕又は補修等を行い、機構の確認を受けなければならない。

4 事業者は、事業期間の満了に当たっては、機構に対して、機構が継続的に本施設の維持管理を実施して本施設を使用できるよう必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項、その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

5 事業者は、前各項の手続終了後速やかに、維持管理業務を機構又は機構の指定する者に引き継ぐものとする。

以上